



発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】

3

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画地区計画の決定案の縦覧【都市戦略局計画部都市計画課】 7
- 道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】 8
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【環境局循環社会推進部施設課】 9

◇ 区 公 告

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】 13
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】 16
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】 17
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】 21
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】 25
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】 28
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】 30
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】 31

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畠区役所市民課】

3 5

◇ 雜 報

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【公立大学法人北九州市立大学事務局総務課】

3 7

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】

4 1

北九州市告示第457号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月12日

北九州市長 武内和久

1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり

2 返還事務を行う時間

月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

土曜日 午後1時から午後5時まで

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日は、返還事務を行わない。

3 問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

5 その他

この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

| 移動し、保管した自転車が放置されていた場所 | 移動し、保管した自転車の台数 | 移動し、保管した年月日 | 保管及び返還を行う場所 |
|-----------------------|----------------|-------------|-----------------|
| 門司区自転車放置禁止区域外 | 4台 | 令和7年1月17日 | 北九州市小倉北区青葉二丁目1番 |
| JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 12台 | 令和7年1月18日 | 青葉自転車保管所 |

| | | | |
|------------------------------------|-----|----------------------|-------------------------------------|
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 20 日 | |
| | 9 台 | 令和 7 年 1 1 月 26 日 | |
| J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 6 台 | 令和 7 年 1 1 月 11 日 | |
| J R 南小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域 | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 4 日 | 北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所 |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 12 日 | |
| 小倉北区自転車放置禁止 区域外 | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 4 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 6 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 11 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 12 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 13 日 | |
| | 3 台 | 令和 7 年 1 1 月 14 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 1 1 月 20 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 1 1 月 21 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 26 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 1 1 月 27 日 | |
| モノレール徳力嵐山口停 留所周辺地区自転車放置 禁止区域 | 2 台 | 令和 7 年 1 1 月 13 日 | |
| 小倉南区自転車放置禁止 | 1 台 | 令和 7 年 1 | |

| | | | |
|--------------------|-----|----------------|--------------------------------|
| 区域外 | | 1月4日 | |
| | 2台 | 令和7年1 1月5日 | |
| | 1台 | 令和7年1 1月6日 | |
| | 1台 | 令和7年1 1月7日 | |
| | 2台 | 令和7年1 1月11日 | |
| | 3台 | 令和7年1 1月14日 | |
| | 1台 | 令和7年1 1月18日 | |
| | 3台 | 令和7年1 1月28日 | |
| 若松区自転車放置禁止区域外 | 1台 | 令和7年1 1月5日 | 北九州市戸畠区三六町13番 三六自転車保管所 |
| | 2台 | 令和7年1 1月11日 | |
| | 1台 | 令和7年1 1月12日 | |
| JR折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 11台 | 令和7年1 1月14日 | 北九州市八幡西区長崎町2番 |
| JR陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 6台 | 令和7年1 1月19日 | 長崎町自転車保管所 |
| 八幡西区自転車放置禁止区域外 | 3台 | 令和7年1 1月5日 | 北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所 |
| | 1台 | 令和7年1 1月7日 | |
| | 4台 | 令和7年1 1月11日 | |
| | 6台 | 令和7年1 1月18日 | |

| | | | |
|-------------------------|-------|-----------------------|------------------------------|
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 1 9 日 | |
| | 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 2 5 日 | |
| | 3 台 | 令和 7 年 1 1 月 2 7 日 | |
| J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 1 1 台 | 令和 7 年 1 1 月 7 日 | 北九州市戸畠区三六町 1 3 番 三六自転車保管所 |
| J R 戸畠駅周辺地区自転車放置禁止区域 | 6 台 | 令和 7 年 1 1 月 2 0 日 | |
| 戸畠区自転車放置禁止区域外 | 3 台 | 令和 7 年 1 1 月 7 日 | |
| | 3 台 | 令和 7 年 1 1 月 1 8 日 | |
| | 2 台 | 令和 7 年 1 1 月 2 8 日 | |

北九州市公告第842号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和7年12月12日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

| 名称 | 区域 |
|----------|-----------------|
| 旦過地区地区計画 | 北九州市小倉北区魚町四丁目地内 |

3 都市計画の案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和7年12月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の決定案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年12月26日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第843号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月12日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和7年12月12日 第5号

2 廃止した道路

| 道路の位置 | 道路の幅員 (m) | 道路の延長 (m) |
|--|-----------|-----------|
| 北九州市八幡西区南鷹見町679番5から北九州市八幡西区南鷹見町677番6地先まで | 4.00 | 154.00 |
| 北九州市八幡西区南鷹見町680番9から北九州市八幡西区東筑一丁目672番1地先まで | 4.00 | 170.00 |
| 北九州市八幡西区東筑一丁目598番1から北九州市八幡西区南鷹見町581番地先まで | 4.00 | 95.00 |
| 北九州市八幡西区東筑一丁目664番1から北九州市八幡西区東筑一丁目2413番地先まで | 4.00 | 54.00 |
| 北九州市八幡西区東筑一丁目666番1から北九州市八幡西区東筑一丁目666番2地先まで | 4.00 | 22.00 |
| 北九州市八幡西区堀川町844番5から北九州市八幡西区堀川町844番11地先まで | 4.00 | 77.00 |
| 北九州市八幡西区堀川町700番35から北九州市八幡西区堀川町844番5地先まで | 4.00 | 195.00 |
| 北九州市八幡西区堀川町722番2から北九州市八幡西区堀川町764番2地先まで | 4.00 | 97.00 |

北九州市公告第844号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月12日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 プラスチック使用製品廃棄物再商品化等業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4) 履行場所 受注者が市内に有する廃棄物処理施設及び北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 入札書等の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始若しくは更生手続の開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 共同企業体での入札参加者は、自主結成により共同企業体を結成すること。また、全ての構成員が前各号の要件を全て満たすこと。

なお、共同企業体の構成員は、この公告に係る一般競争入札に参加する単独での入札参加者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

- (5) 前各号に定めるもののほか、入札説明書等に定める競争入札参加資

格要件を満たす者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価値} + \text{価格評価値}$$

ウ 技術評価値は、次の（ア）から（エ）までの評価項目ごとの評価によって加算する。

（ア） 本市の環境政策との整合

（イ） 再商品化計画の大臣認定

（ウ） リスク管理等

（エ） その他本市施策

エ 価格評価値は、各入札者の入札金額に応じて得点を与える。

（2） その他総合評価に関する詳細については、次項第2号の仕様書等による。

4 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局循環社会推進部施設課

イ 期間 この公告の日から令和8年1月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所又は環境局施設課ホームページ（https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/010_00006.html）において無償で交付する。

（3） 入札参加表明書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加しようとするものは、仕様書等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加表明書を北九州市環境局循環社会推進部施設課へ提出しなければこの入札に参加できない。

ア 提出書類 入札参加表明書

イ 提出期間 この公告の日から令和8年1月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ウ 提出場所 第1号アの場所と同じ

エ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）とする。

(4) 入札説明会の日時

ア 日時 令和7年12月19日午前10時

イ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(5) 入札書等の提出

ア 提出書類

(ア) 入札書

(イ) 見積明細書

(ウ) 技術及び業務遂行計画書等 入札説明書のとおり

イ 提出期間 令和7年12月19日から令和8年1月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ウ 提出場所 第1号アの場所と同じ

エ 提出方法 第3号エの提出方法と同じ

オ その他 書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。

5 落札者の決定方法

落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行う（詳細は、決定基準書のとおり）。

6 落札結果の通知

令和8年2月20日までに書面で通知する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約価格の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 技術及び業務遂行計画書等に虚偽の記載をした者がした入札

- ウ 仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- オ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札
- カ その他入札の条件に違反した入札

(4) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市環境局循環社会推進部施設課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2184

北九門公告第31号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

門司区長 谷 延 正 夫

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|-----------------------------|-----------|------------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 2024年全国放送サービス接触動向調査 | 令和6年5月21日 | 高田一丁目 |
| 株式会社RJC リサーチ 代表 取締役社長 野口将和 (共同申出者) 株式会社エイジエック 代表取締役社長 古後昌彦 | 旅行・観光消費動向調査（国土交通省からの委託） | 令和6年5月28日 | 奥田四丁目、奥田五丁目及び花月園 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 国立公園に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年6月13日 | 吉志六丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 脳卒中や心臓病等に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年6月13日 | 大里本町二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 日常生活に関するアンケート（株式会社野村総合研究所から | 令和6年6月27日 | 寺内二丁目から寺内五丁目まで |

| | | | |
|---|---------------------------------|-----------|--------------------------|
| | (の委託) | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年7月25日 | 下馬寄 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 社会意識に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年7月25日 | 大里戸ノ上三丁目及び大里戸ノ上四丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | 令和6年度消費者意識基本調査（消費者庁からの委託） | 令和6年9月9日 | 大字大積 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 基本的法制度に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月12日 | 永黒二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年1月13日 | 社ノ木一丁目及び社ノ木二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（内閣官房からの委託） | 令和6年1月5日 | 浜町 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 小牧義弘 | 生活意識に関するアンケート調査（第101回） | 令和6年1月6日 | 吉志二丁目及び吉志三丁目 |
| 株式会社エーフォース 代表取締役 福永隆介 | 電波利用環境に関する意識調査（総務省からの委託） | 令和7年1月17日 | 梅ノ木町、大字伊川、大字大積、大字畠、風師三丁目 |

| | | | |
|----------------------------|---|--------------|--|
| | | | 、上藤松一丁目、 上馬寄二丁目、吉 志三丁目、吉志新 町三丁目、旧門司 一丁目、清見一丁 目、葛葉三丁目、 栄町、寺内三丁目 、下二十町、社ノ 木一丁目、白野江 一丁目、新原町、 大里桜ヶ丘、大里 戸ノ上三丁目、大里 東二丁目、大里 本町三丁目、高田 二丁目、永黒一丁 目、錦町、浜町、 東本町一丁目、東 門司二丁目、光町 一丁目、藤松二丁 目、丸山一丁目、 南本町、桃山台及 び柳町三丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 | 宝くじに関する世論 調査（一般財団法人 日本宝くじ協会から の委託） | 令和7年2 月6日 | 高田一丁目 |

北九北公告第1号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和6年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

小倉北区長 井 上 保 之

| 当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月 日 | 閲覧に係る住民の 範囲 |
|------------------------------------|-------------------|---------------|----------------|
| 北九州市 | 令和6年国民健康・ 栄養調査 | 令和6年8 月22日 | 三郎丸二丁目 |

北九北公告第2号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

小倉北区長 井 上 保 之

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|-------------------------------------|-----------|--------------------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年5月21日 | 江南町 |
| 株式会社RJC リサーチ 代表 取締役社長 野口将和 (共同申出者) 株式会社エイジ エック 代表取 締役社長 古後 昌彦 | 旅行・観光消費動向調査（国土交通省からの委託） | 令和6年5月28日 | 魚町三丁目、魚町四丁目及び宇佐町一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年6月27日 | 皿山町 |
| 一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田潤治 | 通信利用動向調査（総務省からの委託） | 令和6年7月17日 | 片野新町三丁目、黄金一丁目、高尾一丁目及び弁天町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年7月25日 | 大手町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 身近な環境（水辺、緑地、大気など）に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年8月8日 | 赤坂一丁目 |

| | | | |
|--|--|------------|------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 活動量計による身体活動・スポーツの実態把握調査（公益財団法人笹川スポーツ財団からの委託） | 令和6年9月3日 | 三郎丸三丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月3日 | 下富野四丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 外交に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月5日 | 真鶴二丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | 令和6年度消費者意識基本調査（消費者庁からの委託） | 令和6年9月9日 | 赤坂二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | 現代日本の社会・生活に関する意識調査 | 令和6年9月12日 | 霧ヶ丘一丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁からの委託） | 令和6年10月1日 | 泉台二丁目、泉台四丁目及び金鶴町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度食育に関する意識調査（農林水産省からの委託） | 令和6年10月2日 | 上富野二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度ゲーム依存（ゲーム行動症）・ネット依存の全国 | 令和6年11月13日 | 上到津一丁目から上到津三丁目まで |

| | | | |
|---|---|---------------|--|
| | 調査（独立行政法人 国立病院機構久里浜 医療センターからの 委託） | | |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度国語に関する世論調査（文化 庁からの委託） | 令和6年1 月13日 | 片野一丁目及び片 野三丁目 |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 国立大学法人東 京大学社会科学 研究所 所長 宇野重規 | 社会階層と社会移動 に関する全国調査研 究 | 令和7年1 月15日 | 中井三丁目から中 井五丁目まで |
| 一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 | 宝くじに関する世論 調査（一般財団法人 日本宝くじ協会から の委託） | 令和7年2 月6日 | 大門二丁目及び室 町二丁目 |
| 一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久 (共同申出者) 内閣府経済社会 総合研究所 所 長 村山 裕 | 消費動向調査 | 令和7年2 月21日 | 今町三丁目、熊谷 一丁目、熊谷二丁 目、篠崎三丁目及 び南丘一丁目 |
| 株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀 | 生活意識に関するア ンケート調査（第1 02回） | 令和7年2 月26日 | 城野団地、末広一 丁目及び須賀町 |

行情報サービス
局 局長 小牧
義弘

北九南公告第18号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

小倉南区長 日々谷 健司

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|-------------------------------|-----------|----------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年5月21日 | 上石田二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 2024年全国放送サービス接触動向調査 | 令和6年5月21日 | 徳力一丁目 |
| 株式会社RJCリサーチ 代表 取締役社長 野口将和 (共同申出者) 株式会社エイジエック 代表取締役社長 古後昌彦 | 旅行・観光消費動向調査（国土交通省からの委託） | 令和6年5月29日 | 田原五丁目及び田原新町一丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) | 生活意識に関するアンケート調査（第99回） | 令和6年6月3日 | 大字新道寺 |

| | | | |
|--|--|------------|----------------|
| 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 小牧義弘 | | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 身近な環境（水辺、緑地、大気など）に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年8月8日 | 高野三丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月3日 | 朽網東一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 外交に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月5日 | 上曾根二丁目及び上曾根三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | 全国メディア意識世論調査 | 令和6年9月11日 | 朽網西五丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 基本的法制度に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月12日 | 志徳二丁目 |
| 株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 村上清幸 | 令和7年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査（環境省からの委託） | 令和6年11月6日 | 葛原本町五丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年11月13日 | 葛原本町三丁目 |

| | | | |
|---|---|-----------|--|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度ゲーム依存（ゲーム行動症） ・ネット依存の全国調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 令和6年1月13日 | 守恒一丁目から守恒三丁目まで |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 小牧義弘 | 生活意識に関するアンケート調査（第101回） | 令和6年12月6日 | 守恒本町一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 国立大学法人東京大学社会科学研究所 所長 宇野重規 | 社会階層と社会移動に関する全国調査研究 | 令和7年1月15日 | 中曾根四丁目から中曾根六丁目まで |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 子育て世帯にやさしい社会づくりに向けた全国調査（学校法人津田塾大学からの委託） | 令和7年1月15日 | 長行西一丁目から長行西五丁目まで 及び中吉田一丁目から中吉田六丁目まで |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 宝くじに関する世論調査（一般財団法人日本宝くじ協会からの委託） | 令和7年2月6日 | 沼緑町一丁目 |
| 一般社団法人中 | 戦後80年に関する | 令和7年3 | 中吉田六丁目 |

| | | | |
|--|------|-------|--|
| 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | 意識調査 | 月 5 日 | |
|--|------|-------|--|

北九若公告第33号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

若松区長 奥野 静人

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|-----------------------------------|---|-----------|----------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 第17回メディアに関する全国世論調査（公益財団法人新聞通信調査会からの委託） | 令和6年5月21日 | 塩屋一丁目及び塩屋二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 日常生活に関するアンケート（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年6月27日 | 片山一丁目から片山三丁目まで |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 飲酒と生活習慣に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 令和6年7月11日 | 浜町二丁目及び浜町三丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | 高齢社会対策総合調査（高齢者の経済生活に関する調査）（内閣府からの委託） | 令和6年8月28日 | 東二島三丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月3日 | 片山一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) | 全国メディア意識世論調査 | 令和6年9月11日 | 本町二丁目 |

| | | | |
|--|---|-----------|--------------------------|
| 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | | | |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁からの委託） | 令和6年10月1日 | 東二島一丁目、東二島二丁目及び東二島五丁目 |
| 株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 村上清幸 | 令和7年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査（環境省からの委託） | 令和6年1月5日 | 大字安屋 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度ゲーム依存（ゲーム行動症）・ネット依存の全国調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 令和6年1月13日 | 青葉台西一丁目、青葉台東一丁目及び青葉台東二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | デジタル社会に関する国際比較調査 | 令和6年1月13日 | 青葉台西二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度国語に関する世論調査（文化庁からの委託） | 令和6年1月13日 | 大字頓田及び大字払川 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | アイヌに対する理解度に関する国民意識調査（内閣官房からの委託） | 令和6年2月5日 | 青葉台東一丁目 |

| | | | |
|------------------------|---|-----------|----------------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 2025年度生活保障に関する調査（公益財団法人生命保険文化センターからの委託） | 令和7年2月20日 | 高須東一丁目から 高須東三丁目まで |
|------------------------|---|-----------|----------------------|

北九東公告第35号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

八幡東区長 喜洲淳哉

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|---|--|-----------|--------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 第17回メディアに関する全国世論調査 (公益財団法人新聞通信調査会からの委託) | 令和6年5月21日 | 桃園一丁目及び桃園二丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府からの委託) | 令和6年7月25日 | 大蔵三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 社会意識に関する世論調査(内閣府からの委託) | 令和6年7月25日 | 大蔵二丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | 高齢社会対策総合調査(高齢者の経済生活に関する調査)(内閣府からの委託) | 令和6年8月28日 | 中尾二丁目及び中尾三丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 小牧義弘 | 生活意識に関するアンケート調査(第100回) | 令和6年9月3日 | 山路松尾町及び豊町 |
| 一般社団法人新情報センター | 令和6年度消費者意識基本調査(消費者) | 令和6年9月9日 | 西本町四丁目 |

| | | | |
|---|--------------------------------------|------------|-------------------|
| 事務局長 山本 恭久 | （文部科学省からの委託） | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | 現代日本の社会・生活に関する意識調査 | 令和6年9月12日 | 桃園二丁目 |
| 株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 | ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 (厚生労働省からの委託) | 令和6年9月13日 | 中央一丁目から中央三丁目まで |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 青少年のインターネット利用環境実態調査 (こども家庭庁からの委託) | 令和6年10月1日 | 大蔵二丁目、大谷一丁目及び西丸山町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度国語に関する世論調査 (文化庁からの委託) | 令和6年11月13日 | 枝光四丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 宝くじに関する世論調査 (一般財団法人日本宝くじ協会からの委託) | 令和7年2月6日 | 西本町三丁目及び西本町四丁目 |

北九西公告第12号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和6年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

八幡西区長 池永紳也

| 当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称 | 請求事由の概要 | 閲覧の年月 日 | 閲覧に係る住民の 範囲 |
|------------------------------------|-------------------|---------------|----------------|
| 北九州市 | 令和6年国民健康・ 栄養調査 | 令和6年8 月22日 | 萩原二丁目 |

北九西公告第13号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

八幡西区長 池永紳也

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|-----------------------------|-----------|----------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵 | 2024年全国放送サービス接触動向調査 | 令和6年5月21日 | 光明二丁目 |
| 株式会社RJC リサーチ 代表 取締役社長 野口将和 (共同申出者) 株式会社エイジエック 代表取締役社長 古後昌彦 | 旅行・観光消費動向調査（国土交通省からの委託） | 令和6年5月29日 | 陣山二丁目及び陣山三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 国立公園に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年6月13日 | 萩原一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 脳卒中や心臓病等に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年6月13日 | 星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 日常生活に関するアンケート（株式会社野村総合研究所から | 令和6年6月27日 | 穴生一丁目から穴生四丁目まで |

| | | | |
|---|---|-----------|--------------|
| | の委託) | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 国民生活に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年6月27日 | 熊西一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 飲酒と生活習慣に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 令和6年7月11日 | 力丸町 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 (共同申出者) 内閣府経済社会総合研究所 所長 村山 裕 | 消費動向調査 | 令和6年8月6日 | 萩原二丁目及び萩原三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 身近な環境（水辺、緑地、大気など）に関する世論調査（内閣府からの委託） | 令和6年8月8日 | 大平二丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 | 孤独・孤立の実態把握のための全国調査（内閣府からの委託） | 令和6年9月3日 | 塔野一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 第6回家計と貯蓄に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託） | 令和6年9月11日 | 鷹の巣一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 令和6年度食育に関する意識調査（農林水産省からの委託） | 令和6年10月2日 | 千代ヶ崎一丁目 |
| 株式会社インテージリサーチ | 令和7年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統 | 令和6年11月6日 | 光貞台一丁目 |

| | | | |
|---|--------------------------------------|-----------|-----------------------|
| 代表取締役社長 村上清幸 | 計調査（環境省からの委託） | | |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年1月13日 | 本城東五丁目及び本城東六丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | デジタル社会に関する国際比較調査 | 令和6年1月13日 | 大字小嶺、大字畠、小嶺台四丁目及び東石坂町 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | 子どもの所有物と体験調査（東京都公立大学法人東京都立大学からの委託） | 令和6年2月6日 | 星ヶ丘二丁目から星ヶ丘四丁目まで |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 国立大学法人東京大学社会科学研究所 所長 宇野重規 | 社会階層と社会移動に関する全国調査研究 | 令和7年1月15日 | 貴船台、千代ヶ崎二丁目及び丸尾町 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 宝くじに関する世論調査（一般財団法人日本宝くじ協会からの委託） | 令和7年2月6日 | 紅梅二丁目及び紅梅三丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 2025年度生活保障に関する調査（公益財団法人生命保険文化センターからの | 令和7年2月20日 | 茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目及び馬場山緑 |

| | | | |
|--|-------------------------------|-----------|--------|
| | 委託) | | |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 小牧義弘 | 生活意識に関するアンケート調査（第102回） | 令和7年2月26日 | 上の原三丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | ストレスと健康・全国調査（国立大学法人東京大学からの委託） | 令和7年3月18日 | 御開三丁目 |

北九戸公告第18号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和6年度中における戸畠区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和7年12月12日

戸畠区長 石川達郎

| 閲覧申出者 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|---|---|-----------|----------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 日常生活に関するアンケート（株式会社野村総合研究所からの委託） | 令和6年6月27日 | 新池一丁目から新池三丁目まで |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 飲酒と生活習慣に関する調査（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターからの委託） | 令和6年7月11日 | 牧山二丁目及び牧山三丁目 |
| 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原領治 (共同申出者) 認可法人日本銀行情報サービス局 局長 小牧義弘 | 生活意識に関するアンケート調査（第100回） | 令和6年9月3日 | 一枝四丁目及び沖台一丁目 |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 | 第6回家計と貯蓄に関する調査（一般財団法人ゆうちょ財団からの委託） | 令和6年9月11日 | 丸町二丁目 |
| 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本恭久 | 外来語に関する意識調査（国立国語研究所からの委託） | 令和7年1月9日 | 千防三丁目 |

| | | | |
|---|---------------------|-----------|----------------|
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 国立大学法人東京大学社会科学研究所 所長 宇野重規 | 社会階層と社会移動に関する全国調査研究 | 令和7年1月15日 | 一枝二丁目から一枝四丁目まで |
| 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 熊田佳代子 | 戦後80年に関する意識調査 | 令和7年3月5日 | 正津町 |

公立大学法人北九州市立大学公告第10号

一般競争入札により、公立大学法人北九州市立大学政府調達取扱規程（平成31年北九大規程第5号。以下「政府調達取扱規程」という。）第3条に規定する特定調達契約を締結するので、政府調達取扱規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月12日

公立大学法人北九州市立大学理事長 津田純嗣

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

2026年度北九州市立大学北方キャンパス電力供給契約 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

公立大学法人北九州市立大学

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業者登録の申請を行っている者であること。

(4) 公立大学法人北九州市立大学及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、公立大学法人北九州市立大学事務局総務課（電話09

3-964-4465)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年1月16日までに、競争入札参加資格の審査を申請しなければならない。

(1) 申請書類の提出方法等

ア 方法 持参又は書留郵便により提出すること。

イ 場所 公立大学法人北九州市立大学事務局総務課
北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

ウ 日時 公告の日から令和8年1月16日の午後5時までに必着のこと
。

(2) 申請書類 入札説明書で定めるとおり

(3) 審査基準 前項第1号及び第3号並びに以下のいずれにも該当する者であること。

ア 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

イ 業務に関し、法律上必要とする資格を有する者であること。

ウ 租税を滞納していない者であること。

(4) 審査結果 競争入札参加資格の審査結果は、令和8年1月23日までに通知する。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所

ア 場所 公立大学法人北九州市立大学事務局総務課
北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

イ 日時 この公告の日から令和8年2月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の配布方法 公立大学法人北九州市立大学ホームページ（<https://www.kitakyu-u.ac.jp/outline/procurement/chotatsu.html>）からダウンロードする方法により配布する。ただし、これにより難い場合は、前号アの場所において配布する。

(3) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(4) 競争入札参加の申出書の提出

ア 方法 持参又は書留郵便により提出すること

イ 場所 公立大学法人北九州市立大学事務局総務課
北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

ウ 日時 公告の日から令和8年1月16日の午後5時までに必着のこと

。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限

第1号アの場所に書留郵便により、令和8年2月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市立大学北方キャンパス本館E棟5階E-512会議室
イ 日時 令和8年2月6日 午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上の額。ただし、公立大学法人北九州市立大学契約規程（平成17年北九大規程第47号。以下「契約規程」という。）第7条第4項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程第27条第6項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 競争入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者が入札したとき
。

ウ 契約規程第12条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 落札者の決定方法 契約規程第9条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地等

公立大学法人北九州市立大学事務局総務課

郵便番号 802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

電話 093-964-4465

6 Summary

(1) Power supply to Kitagata Campus, The University of Kitakyushu

(2) Fulfillment period

From April 1, 2026 through March 31, 2027

(3) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., February 6, 2026

(4) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., February 5, 2026

(5) For further information, Please contact :

General Administration Department,

The University of Kitakyushu

4-2-1 Kitagata, Kokuraminami-ku, Kitakyushu-city 802-8577 Japan

TEL093-964-4465

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第21号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月12日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中 西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

重要パラメータ付き多項目モニタ（重症系）調達業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立八幡病院事務局経営企画課

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

3 落札者を決定した日

令和7年10月17日

4 落札者の名称及び住所

株式会社アステム 北九州営業部

北九州市小倉南区下曾根新町13番1号

5 落札金額

83,710千円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札を公告した日

令和7年9月5日

8 落札方式

最低価格による

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第22号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程（以下「政府調達取扱規程」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、政府調達取扱規程第15条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月12日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中 西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

北九州市立八幡病院周術期支援システム 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立八幡病院事務局経営企画課

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

3 落札者を決定した日

令和7年10月30日

4 落札者の名称及び住所

富士フィルムメディカル株式会社 九州支社

福岡市博多区博多駅前四丁目13番19号

5 落札金額

73,480千円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札を公告した日

令和7年9月19日

8 落札方式

最低価格による